

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	東京都重度心身障害者手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人情報を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事務を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組む。

### 特記事項

この事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく独自利用事務である。

## 評価実施機関名

東京都知事

## 公表日

令和4年1月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東京都重度心身障害者手当の支給に関する事務
②事務の概要	心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に対し、福祉の増進を図ることを目的とする。(東京都重度心身障害者手当条例第1条) 特別障害者手当の横出し事務であり、独自条例で運用するものである。マイナンバー導入後は、番号法第19条別表第二の第67の項に基づき、特別障害者手当の規定に準じて情報提供者(区市町村)からの情報を入手し支給事務を行う。
③システムの名称	重度心身障害者手当支給システム
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者手当データベース(受給者及び代行者情報)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一の第3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一の第3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則第3条第1項から第5項まで
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都心身障害者福祉センター調整課
②所属長の役職名	調整課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月14日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター調整課 162-0052 東京都新宿区戸山3-17-2 03-3203-6141	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949	事前	庁舎移転(28年3月)による。
平成28年3月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター調整課 162-0052 東京都新宿区戸山3-17-2 03-3203-6141	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949	事前	庁舎移転(28年3月)による。
平成28年4月1日	5. ②所属長	調整課長 石岡 富士雄	調整課長 高岸 聡子	事前	人事異動による。
平成28年11月22日	1. ②事務の概要	特別障害者手当の横出し事務であり、独自条例で個人番号を運用するものである。マイナンバー導入後は、番号法第19条別表第二第67号に基づき、情報提供者(区市町村)からの情報を入手し支給事務を行う。	特別障害者手当の横出し事務であり、独自条例で情報連携を運用するものである。マイナンバー導入後は、番号法第19条別表第二の第67の項に基づき、特別障害者手当の規定に準じて情報提供者(区市町村)からの情報を入手し支給事務を行う。	事前	
平成28年11月22日	1. ②、3. 及び4. ②		条項の表記を訂正及び統一。	事前	文書担当からの指摘による。
平成28年11月22日	2. 特定個人情報ファイル名	重度心身障害者手当データベース(受給者情報)	重度心身障害者手当データベース(受給者及び代行者情報)	事前	
令和1年6月10日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	②所属長	②所属長の役職	事後	様式変更による変更
令和1年6月10日	IVリスク対策	なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事前	番号法改正による